

# 令和3年度 第1回鴨川市空家等対策審議会 会議録

## ■ 開催日時・場所・出席者

日 時：令和4年2月21日（月）午後1時55分～午後2時40分

場 所：鴨川市役所7階会議室

出席者：以下のとおり

### 【出席委員】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	弁護士、司法書士又は行政書士の資格を有する者	小 林 裕 明	千葉司法書士会館山支部 司法書士
2	宅地建物取引士、不動産鑑定士又は土地家屋調査士の資格を有する者	花 山 藤 太 郎	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部 副支部長
3	建築士の資格を有する者	小 原 正 博	公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部 副支部長
4	福祉の関係者	羽 田 幸 弘	鴨川市社会福祉協議会 事務局長
5	関係行政機関の職員	関 谷 央	安房土木事務所 建築宅地課長
6	関係行政機関の職員	庄 司 剛	鴨川消防署長
7	関係行政機関の職員	庄 司 哲 朗	鴨川警察署 生活安全課長

(順不同、敬称略)

### 【市関係者】

所属・職	氏 名	備 考
鴨川市長	長 谷 川 孝 夫	
鴨川市建設経済部 部長	野 村 敏 弘	
鴨川市建設経済部都市建設課 課長	畠 山 祐 一 郎	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 課長補佐	小 泉 満	事務局

鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係長	夏 目 紀 彦	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係 主査	山 田 隆 光	事務局

**【傍聴者】**

なし

**■ 配布資料**

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 【資料 1】 鴨川市空家等対策審議会の運営方法について
- ・ 【資料 2】 鴨川市空家等対策審議会の概要について
- ・ 【資料 3】 鴨川市空家等対策計画概要版
- ・ 【参考資料 1】 国土交通省プレスリリース
- ・ 【参考資料 2】 空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・ 【参考資料 3】 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

## 会議要旨

### 1 開会

○事務局・小泉

皆様、こんにちは。ご案内の時間前ですが、皆様、お揃いですので、ただ今から令和3年度第1回鴨川市空家等対策審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます都市建設課課長補佐の小泉です。よろしくお願いたします。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前に配布をいたしました資料は、本日の「会議次第」、「委員名簿」、資料1「鴨川市空家等対策審議会の運営方法について」、資料2「鴨川市空家等対策審議会の概要」、資料3「鴨川市空家等対策計画概要版」、参考資料1「国土交通省プレスリリース」、参考資料2「空家等対策の推進に関する特別措置法」、参考資料3「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」、A4版の冊子「鴨川市空家等対策計画」を入れて9種類になります。

さらに、本日、お手元に用意させていただきました資料は、「席次表」、「出席者名簿」の2種類、事前に配布した資料と合わせて11種類となります。

配布漏れ等はありませんでしょうか。

本日の会議は「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に従いまして、公開させていただいておりますのでご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

それでは、「次第」に従いまして、順次、進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会議はおおむね1時間30分程度、午後3時半頃の終了を目安として進めて参りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、本日の会議でございますが、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

### 2 市長あいさつ

○事務局・小泉

それでは、開会にあたりまして、長谷川市長よりご挨拶を申し上げます。

市長よろしくお願いたします。

○長谷川市長

改めまして、こんにちは。

このような時期でございますから、マスク越しで大変お聞き苦しいところがあるかと思いますが、お許しいただきながら会議の方を進めさせていただきたいと存じます。

本日は第1回目となります、鴨川市空家等対策審議会を開催させていただきました。皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席をいただきましたこと、大変ありがたくお礼を申し上げ

げる次第でございます。

また、審議会の委員へのご就任につきましても、快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

なお、本来であれば、手渡しにて委員の皆様方へ委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、このような時期、新型コロナウイルス感染予防の観点から、お手元に配達させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今、コロナ感染症のお話をさせていただきましたが、本市におきましても子供達、低年齢層を中心に拡大しております、大変心配しているところでございます。世間では重症化はない、感染者数も減ってきていると言われておりますが、決して予断は許されない状況だと私は認識しているところでございます。何よりも一日も早く、ワクチン接種が叶いますよう、そして3回目のワクチンがスムーズにいきますようご理解をいただきたいと思っております。加えまして、11歳以下のワクチン接種も今、急いでいるところでございます。後ほど皆様方のお手元、皆様方といってもお子様方になりますが、お手元に予約券をお届けする予定になっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

さて、本題につきましてもご挨拶申し上げます。

近年、少子高齢化の進行や家族構成の変化等々によりまして、既存住宅の老朽化などを背景に、住んでいない或いは使用されていない空家等の増加が全国的に問題となっているところでございます。本市におきましても同じでございます、いろいろな問合せ等がきているところでございます。適切な管理がなされていない空家等は、老朽化に伴う安全性の低下、周辺の公衆衛生の悪化、景観が悪くなるなど多岐にわたる問題を生じさせているところでございます。地域住民の生活環境に影響を及ぼすことから、本市におきましても、この課題に対応するため、去年の3月に「鴨川市空家等対策計画」を策定いたしましたところでございます。

本審議会は、この計画に基づきます空家等の対策を、総合的にそして計画的に推進するために、本市の附属機関として設置いたしましたものでございます。空家等の問題解決には、法的な面、建築関係、不動産をはじめとした幅広い分野における専門的な見地、そしてノウハウが必要であろう、このように思っております。そして何よりも地域の実情に即した対応が必要になってくるだろうと、このように思っているところでございます。

本市といたしましても、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けまして、空家等対策への取組をスピード感をもって対応して参りたい、一層推進して参りたい、とこのように考えておりますので、皆様方には引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

本日の審議会では、会長、副会長の選出のほか、審議会の運営方法についても、ご審議いただく予定になっております。議事の詳細につきましては、この後、事務局より説明がありますので、皆様方におかれましてはそれぞれの立場でもって、忌憚のないご意見がいただければと、このように思っております。

以上、いろいろお願い申し上げたところでございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本日は、この後、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○事務局・小泉

ありがとうございました。

### 3 委嘱状交付

○事務局・小泉

続きまして、次第では委嘱状交付となりますが、市長の挨拶で触れさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染予防の観点から、委嘱状をお席に置かせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

会長及び副会長の選出に入らせていただく前に、本日は第1回目の会議となりますので、ここで、委員の皆様、並びに出席しております市執行部及び事務局職員の紹介をさせていただきますと思います。

お手元の「出席者名簿」順に事務局にてご紹介をさせていただきます。

まず初めに、小林裕明委員でございます。

○小林委員

はい。司法書士、行政書士の小林裕明と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

花山藤太郎委員でございます。

○花山委員

はい。宅地建物取引業の方で来ております。花山藤太郎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

小原正博委員でございます。

○小原委員

はい。建築士事務所協会安房支部から来ております小原正博と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

羽田幸弘委員でございます。

○羽田委員

鴨川市社会福祉協議会の羽田幸弘と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

関谷央委員でございます。

○関谷委員

関谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

庄司剛委員でございます。

○庄司(剛)委員

はい。皆さんこんにちは。安房郡市消防本部鴨川消防署の署長をやらせていただいております庄司と言います。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

庄司哲朗委員でございます。

○庄司(哲)委員

はい。鴨川警察署生活安全課長の庄司と言います。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

ありがとうございました。

なお、本日は委員全員のご出席をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。続きまして、市執行部の紹介をさせていただきます。長谷川孝夫鴨川市長でございます。

○長谷川市長

はい。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局・小泉

野村敏弘建設経済部長でございます。

○野村部長

はい。こんにちは。よろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

次に事務局でございますが、都市建設課畠山課長です。

○事務局・畠山

はい。日頃よりお世話になっております。都市建設課長の畠山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

同じく都市建設課都市整備係、夏目係長です。

○事務局・夏目

夏目と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

係員の山田主査です。

○事務局・山田

はい。担当しております山田と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○事務局・小泉

改めまして、私、都市建設課課長補佐の小泉です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 会長、副会長の選出

○事務局・小泉

それでは、次第に戻りたいと思います。次第の4、「会長、副会長の選出」についてということですが、鴨川市附属機関設置条例第4条第1項により、「会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。」とされております。

そこで、選出をお願いしたいと存じますが、皆様におかれましては、本日が初対面の方もいらっしゃると思いますので、それぞれ事務局（案）として、推薦をさせていただきたいと存じますが、如何でしょうか。

（異議なし）

それでは異議がないようなので、会長に花山藤太郎委員、副会長に小原正博委員を推薦させていただきます。

ただ今、ご推薦をさせていただきました花山委員を会長に、小原委員を副会長にそれぞれ選出することにつきまして、如何でしょうか。

（異議なし）

ご賛同をいただきましたので、花山藤太郎委員を会長に、小原正博委員を副会長に選任することに決まりました。お二人におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

それでは、花山会長、会長席への移動をお願いします。

誠に恐縮ではございますが、花山会長よりご就任にあたりまして、一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

#### ○花山会長

それでは一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただ今、皆様のご承認により鴨川市空家等対策審議会の会長を務めさせていただくことになりました花山でございます。

鴨川市のまちづくりのために、微力ではございますが取り組んで参りたいと考えております。

副会長ともども、審議会の円滑な運営に努めますので、皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局・小泉

ありがとうございます。花山会長をはじめ、委員の皆様には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。ここで、会議の成立について、ご報告させていただきます。

鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数の出席が必要とありますが、本日は委員7名、全員の出席をいただいておりますので、本審議会・会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

なお、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることとなっております。この後の議事の進行につきましては、花山会長に務めていただきたいと思います。花山会長よろしくお願い申し上げます。

#### ○花山会長

それでは、座ったまま失礼させていただきます。条例の規定に基づき、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行しますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

## 5 議事

### (1) 『鴨川市空家等対策審議会の運営方法について』

#### ○花山会長

それでは、お手元の次第の(1)『鴨川市空家等対策審議会の運営方法について』事務局の説明を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局・山田

はい。都市建設課都市整備係山田と申します。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、『鴨川市空家等対策審議会の運営方法について』ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

この審議会の設置根拠は、鴨川市附属機関設置条例にありますので、4ページをお開き下さい。

この条例には、附属機関における基本的事項の定めがありますが、先程の会長及び副会長の選出につきましては、第4条第1項の規定によるものでございます。

次に第5条第1項で「会議は、会長が招集し議長となる」という規定、第2項は「会議を開催するための定足数の定め」でございまして、第3項は「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する」という規定、最後に第5項では「会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」という規定でございまして。

5ページをご覧ください。当審議会の担任する事務ですが、「市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議を行うこと。」でございまして。

審議会の組織については、会長1人、副会長1人。定数については、7人でございまして。

それでは、1ページにお戻りください。条例に定めるもののほか、必要な事項を定めさせていただきます。

まず、「1 会議の開催」ですが、日程等は事務局において調整し、会議開催日の2週間前までを目途に皆様に通知させていただきます。

「2 委員の代理出席」については、原則として認めないことといたします。

「3 会議の公開、会議録の作成及び公表」については、情報公開条例や附属機関の指針等の定めるところによりまして、実施をさせていただきます。

まず、原則として会議は公開するものとし、「法令等に特別の定めがある場合」や「不開示情報の審議」など、掲げられている事項に該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

次に、会議録については、会議終了後速やかに作成するものとし、あらかじめ議長が指名した委員の方1名に、確認・署名をいただきます。また、作成した会議録は資料を添付した上で、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載をいたします。

「4 その他」につきましては、疑義が生じた場合の手続きでございまして。

以下、3ページは会議の傍聴についての手続き、4ページ以降は、先ほどご覧いただきました根拠規定等となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

今回、第1回目の会議でございまして、まず基本的な審議会の運営方法について、ご提案させていただきました。

以上、『鴨川市空家等対策審議会の運営方法について』の説明を終わらせていただきます。

○花山会長

ただ今、事務局の説明が終了いたしました。皆様より何かご質疑等がございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、本審議会の運営方法に関しましては、お手元の資料及びただ今の説明のとおりとすることでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ご異議ないようなので、本審議会の運営方法に関しましては、お手元の資料のとおり決しました。

なお、ただ今説明がありましたように、本日の会議録の確認につきましては、議長において、名簿順に小林委員を指名させていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

## (2)『鴨川市空家等対策審議会の概要について』

○花山会長

それでは、続きまして次第の(2)『鴨川市空家等対策審議会の概要について』事務局の説明を求めます。

○事務局・山田

続きまして、『鴨川市空家等対策審議会の概要について』ご説明いたします。資料2をご覧ください。

「1. 趣旨」につきましては、当審議会は、昨年3月に策定いたしました「鴨川市空家等対策計画」に基づく空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、専門的な見地からの意見が不可欠であり、また、公平性・透明性を確保するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置をさせていただいたものがございます。

計画の概要につきましては、次の議事にてご説明をさせていただきます。

「2. 審議会の位置付け」につきましては、鴨川市附属機関設置条例により市長の附属機関として設置いたしております。内容につきましては、先ほどの議事(1)にてご説明をさせていただきましたとおりでございます。

「3. 委員」につきましては、国の指針や条例の区分にありますとおり、法務、不動産、建築をはじめとした団体や関係行政機関からご推薦をいただきました皆様にご就任をいただいております。

任期につきましては2年となりますが、1回目の委嘱期間につきましては令和4年2月1日から令和6年3月31日までとしております。

また、行政機関の職員の方におかれましては、任期中に人事異動等があった場合は、残任期間を後任の方に引き継いでいただけると幸いに存じますので、よろしく願いいたします。

委員の報酬、費用弁償につきましては、条例に基づき支給をさせていただきます。

「4. 審議会の役割」でございますが、大きく分けて2点ございます。

1点目といたしまして、「空家等対策計画の作成及び変更に関する事項」でございます。審議内容といたしましては、①空家等に関する対策の基本的な方針、②特定空家等に対する措置や対処の方針、③空家等の活用の促進に関する方針でございます。

計画の作成につきましては、先程来、ご説明を申し上げますとおり、昨年3月に策定済みでございますので、今後、変更等の事情が生じた際には皆様にご審議をいただくこととなります。

2点目といたしまして、「空家等対策計画の実施に関する事項」でございます。④所有者等による適切な管理の促進に関する事項、⑤特定空家等に該当するか否かの見解、⑥特定空家等に対する措置等の実施の見解、⑦空家等の活用の促進に関する事項などでございます。

今後、審議会では、空家等の所有者等に対して不利益処分を伴う内容の審議も想定されるため、「専門的・技術的な視点」及び「地域の実情」などを反映した慎重な調査審議が求められます。また、空家等の所有者等の住所・氏名などの個人情報外部に漏洩することのないよう、当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がございます。

「5. 審議会の運営スケジュール」につきましては、年2回程度の開催を予定しております。

令和4年度につきましては、空家等に対する具体的な施策や特定空家等の判断基準などについて審議会にお諮りさせていただきたいと考えておりますが、2回目の会議を7月、3回目の会議を令和5年2月に予定しております。

以上、『鴨川市空家等対策審議会の概要について』の説明を終わらせていただきます。

○花山会長

事務局の説明が終了いたしました。何かご質疑等ございますでしょうか。

(質疑なし)

なければ、本件については終了させていただきます。

### (3) 『鴨川市空家等対策計画について』

○花山会長

続きまして、次第の(3)『鴨川市空家等対策計画について』事務局の説明を求めます。  
よろしく申し上げます。

○事務局・山田

それでは、『鴨川市空家等対策計画について』ご説明いたします。資料3の概要版にて、説明をさせていただきます。

まず、左上の「計画の概要」からご説明させていただきます。本計画を策定することに至った経緯でございますが、全国的に空家等が増加し適切に管理されていない空家等が地域住民の生活環境に影響を及ぼすなど社会問題となっていることから、平成26年11月に『空家等対策

の推進に関する特別措置法』が制定されました。本市では、この空家法第6条の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的に本計画を策定したものでございます。

本計画を策定するにあたり、平成28年度と令和元年度に実施した空家等の実態調査の結果、市域全域において、空家等と推定される建物は1,010件確認されました。そのうち、第三者へ危害を与える可能性があり現況のままの利用は不可能と判断されたものが99件でありました。また、売買・賃貸を含む利活用が困難と判断されたものが592件でございました。さらに、所有者等への意向調査を実施した結果などから、『空家等の発生抑制』、『空家等の適切な管理』及び『空家等の利活用』といった課題が浮き彫りとなりました。このような課題を踏まえ、本計画においては五つの基本方針を定め、空家等対策の具体的な取組について実施していくことといたしました。

次に、資料左下の基本方針についてご説明させていただきます。

本計画は市内全域を対象とし、空家等及び特定空家等を対象とする計画であります。資料に明記してありますとおり、特定空家等とは、空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことを示すものであります。

また、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

五つの基本方針に対する具体的な施策については資料の右側に示してございますが、まず基本方針1『空家等の発生抑制』について本計画の見直し時には再度実態調査を行うものとしております。また、空家等の発生要因や問題点、法による空家等への措置をホームページや広報誌等により周知し、啓発を推進するものとします。さらに、現在使用されている住宅を最大限有効活用するために、建築無料相談会や耐震改修に係る費用の補助事業について、引き続き周知を図っていくものとしております。

次に、基本方針2『空家等の適切な管理』について、空家等の適切な管理のポイントや放置することによって生じるリスクなど、様々な情報を市のホームページや広報誌、リーフレット等により情報発信していきます。また、所有者等の要因により管理水準の低下が見込まれる場合は、民間事業者等との連携も視野に入れた協働による空家等の見守り体制づくりを検討します。

次に、基本方針3『空家等の利活用の促進』について、空家等の流通を促進するため、空き家バンクや一般社団法人移住・住みかえ支援機構が行っている「マイホーム借上げ制度」の周知を図ります。また、空家等を活用した移住支援や、まちづくりに資する利活用方策についても取り組むものとしております。

続いて、基本方針4『管理不全な空家等への対応』について、本市においては、法、国が示した基本方針やガイドラインを踏まえた手順による措置を実施するものとしております。管理不全な空家等に対し、これまでと同様に、現地調査、所有者等の特定を進め、所有者等に対し

必要な改善を求めます。次に、空家等に対し改善が見られない場合、特定空家等に認定するかどうかの判断を行います。特定空家等と認定した空家等の所有者等に対しては、法に基づき、助言又は指導、更には、勧告、命令の措置を行います。命令後も措置が履行されなければ、行政代執行を行うこととなります。また、所有者不明への対応として、財産管理人制度や略式代執行による措置の実施を検討します。また、危険予防措置として、特定空家等について、緊急に危険を回避する必要がある場合においては、市が必要最低限の措置を行えるよう検討するものとしています。また、建築基準法等の他法令により、必要な措置を講じられる場合もあることから、庁内関係部署が連携を図るものとしております。

最後に、基本方針5『推進体制の整備』について、市民からの相談体制の整備を図るとともに、相談会の開催についても検討を進めます。また、庁内における連携体制の構築を図り、空家等に関する施策の推進を図ります。また、本審議会を空家等対策に係る協議会に位置付け、本計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議を行います。更に、専門団体や地域団体等とも連携を図り、空家等の複合的な問題に対応できる体制づくりを行います。

以上、『鴨川市空家等対策計画について』の説明を終わらせていただきます。

○花山会長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ございますでしょうか。

○庄司(剛)委員

資料の3、右の下の方、(3)ですが、今開催されているのが審議会という名目のものですが、この協議会というのは別のものと捉えた方がよろしいでしょうか。

○事務局・山田

お答えさせていただきます。計画で協議会として位置付けさせていただいたものが、この審議会になります。計画策定時点では協議会という名称を考えておりましたが、附属機関として審議会を設置いたしましたので、この審議会を協議会と読替えていただければと思います。

以上でございます。

○庄司(剛)委員

分かりました。ありがとうございます。

○花山会長

その他、ありますでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。議長職を解かせていただき、以降の進行を事務局にお返しいたします。事務局よろしく申し上げます。

○事務局・小泉

花山会長、議事進行ありがとうございました。

## 6 その他

○事務局・小泉

それでは、次第の6『その他』といたしまして、何かございますでしょうか。

何もないようですので、事務局から説明がございます。

○事務局・山田

事務局からお配りした参考資料1について若干説明をさせていただきますので、参考資料1をご覧くださいと存じます。

こちらにつきましては、昨年の8月に国土交通省からプレスリリースがありました「空家法の施行から6年、全国の空き家対策状況」ということで、国の方が行った令和3年3月31日時点の施行状況等の調査となっております。「1. 空家等対策計画の策定状況」ということで、調査対象1,741市区町村に対して策定済み1,332ということで、本市も含めた77%が策定済みとなっております。策定予定ありが16%、策定予定なしが7%となっております。「2. 法定協議会の設置状況」では、設置済みが52%、設置予定ありが16%、設置予定なしが32%となっております。「3. 特定空家等に対する措置状況」ということで、特定空家等に認定した後、助言・指導、勧告、命令、最終的には行政代執行や略式代執行ということで、平成27年度と比べまして令和2年度は助言・指導につきましては、2倍以上、略式代執行につきましては8倍以上と年々増えております。行政代執行も増えておりますが、件数としては略式代執行の方が増えております。行政代執行につきましては所有者等がいる中で行政が代わりに行うもので、略式代執行につきましては所有者等を確知することができない場合に空家法に基づき行えるものでございます。略式代執行につきましては、その費用の回収について請求先がないことから非常に困難と伺っております。

## 7 閉会

○事務局・小泉

それでは、当初の予定より若干早いですが、以上をもちまして、令和3年度第1回鴨川市空家等対策審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認します。

令和4年3月30日

\_\_\_\_\_  
小林 裕明